

令和 5 年 監 査 公 表 第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した令和 5 年度定期監査（こども未来部）の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 5 年 12 月 20 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦
大野城市監査委員 大 塚 みどり

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

こども未来部（こども・若者政策課、こども健康課、子育て支援課）

(2) 監査の範囲

令和5年度（令和5年9月末現在）における事務の執行及び事業の管理

(3) 監査の期間

令和5年10月11日（水）～ 令和5年12月20日（水）

11月14日（火）定期監査に関する協議

11月15日（水）こども・若者政策課、こども健康課

11月16日（木）子育て支援課、備品等検査、現地調査

12月20日（水）講評

(4) 監査の方法

今回の監査にあたっては、あらかじめ対象課に予算執行状況等の資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、各課が担当する事務事業が当初の目的に沿って、適時・適正に運営されているかどうかの監査を行うとともに、備品検査、切手等の金券類の取扱い及び現地調査を併せて実施した。

[提出資料]

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細表
- (7) 公有財産調べ（土地・建物）
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金、補助金、交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳
- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ
- (14) 有償借地契約調書

- (15) 債務負担行為に関する調べ
- (16) 旅行命令簿及び復命書調べ
- (17) 備品台帳

2. 監査の結果

こども未来部における事務の執行及び事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められた。

3. 報告事項

今回の監査では、令和5年9月30日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて実施した。

[共通調査事項]

- (1) 令和5年度各課が分掌する事務の概要について
- (2) 令和5年度主要施策事業の進捗状況について
- (3) 令和5年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品等管理状況について

以上の事項の調査の結果、各課の令和5年度主要施策事業の進捗状況は、概ね堅実な運営がなされており、財務事務の処理においても概ね適正であると認められた。

また、備品の管理、切手等の金券類の取扱いは、事務処理及び管理状態ともに概ね適正であると認められた。

[個別調査事項]

各課の個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

【こども・若者政策課】

〈事務事業について〉

- (1) 夢とみらいの子どもプラン等策定事業

〈歳出について〉

- (1) 子ども情報センター運営事業

- ・令和5年9月分月次給料賃金等（親子サロン指導員給料）
- ・令和5年9月分月次職員手当等（親子サロン指導員手当等）

- (2) 放課後子ども教室（アンビシャス広場）事業

- ・放課後子ども教室（アンビシャス広場）運営管理業務（南地区コミュニティ）
（令和5年度8月分）

- ・放課後子ども教室（アンビシャス広場）運営管理業務（中央地区コミュニティ）
（令和5年度8月分）
- ・放課後子ども教室（アンビシャス広場）運営管理業務（東地区コミュニティ）
（令和5年度8月分）
- ・放課後子ども教室（アンビシャス広場）運営管理業務（北地区コミュニティ）
（令和5年度8月分）

〈現地調査について〉

- （1）大野城市青少年の居場所（ユープレ）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類及び現地調査により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【こども健康課】

〈事務事業について〉

- （1）母子保健事業のデジタル化事業

〈歳出について〉

- （1）子ども家庭総合支援拠点運営事業
 - ・令和5年9月分月次給料賃金等（子ども相談センター相談員給料）
 - ・令和5年9月分月次職員手当等（子ども相談センター相談員手当等）
- （2）すこやか育児相談事業
 - ・すこやか育児相談謝礼金（8月18日分）
 - ・すこやか育児相談謝礼金（要支援：8月21日分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【子育て支援課】

〈歳出について〉

- （1）幼児教育・保育の無償化事業
 - ・「施設等利用費（預かり保育）」および「副食の実費徴収に係る補足給付費」（令和5年4月～6月分）
- （2）私立保育所等運営支援事業
 - ・令和5年度 私立保育所等運営費助成金【私立保育所分】
- （3）認可保育所等保育士確保事業
 - ・保育士家賃助成事業補助金（概算払・9月分迄）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

各課の調査事項についての調査結果は以上のとおりであり、今回の調査に関して、後日、措置状況を求める特段の重要な事項はないが、一部の課において注意、改善を要する事項が見受けられた。特に予算の執行について、新規事業を含む一部の事業で、9月末時点で執行率が低い状況が見受けられたことから、予算執行の適正化に向けた取組や今年度の実施見込み事業の着実な実行を図られたい。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や改善を求めた事項については、適正な事務処理が行われるよう対応を図られたい。

4. むすび

定期監査に当たっては、地方自治法第2条第14項の「住民の福祉の増進に努めること」、「最少の経費で最大の効果を挙げること」の趣旨に則り、各事業が進められているかに主眼を置いた。また、市民の視点に立ち、各事業の目的や根拠、実績、効果、事務処理の進め方、予算の執行・管理等について検証を行った。

今回の定期監査では、いずれの課もそれぞれの業務に真摯に取り組まれ、その事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

こども未来部は、本年4月の「こども家庭庁」の創設に伴い、子ども・子育て政策の総合的な推進を担う部署として、今後も、より一層、重要な役割を担っていくものと思慮する。そのような状況の中で、青少年の居場所としてユープレの効果的な運営、妊産婦歯科検診事業などの妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援、待機児童解消に向けた取組みなど、子どもの健やかな成長や子育て世帯を支援する様々な事業に真摯に取り組まれていることを確認した。

また、母子保健事業の充実に向けたデジタル化の推進を図るなど、市民の利便性向上や業務の効率化による行政サービスの向上が図られていた。

今後も、子どもや子育てしている人の目線に立って、すべての子どもが心も身体も健やかに育つことができるまちづくりを目指して、業務に取り組まれることを期待する。